

入会金及び年会費に関する規程

当法人は、定款第13条第5項の規定に基づき、会員が納入する入会金及び年会費に関する規程（以下「本規程」という。）を次の通り定める。

（入会金）

第1条 会員は、第11条の入会申込が承認されたときは、別に定める期日までに、次の入会金を当法人に納入しなければならない。

入会金 10,000円

- 2 第1項の規定にかかわらず、定款第10条第1項に定める住所又は事務所の移転に伴って、他の会員会に入会し直すときは、附則第6条に基づき免除する。
- 3 納入された入会金は返還しないものとする。

（年会費）

第2条 会員は、次の年会費を納入しなければならない。

ただし、会計年度の途中に入会承認を得た会員の年会費は、その年度に限り、別表の通りとする。

年会費 18,000円

- 2 設立初年度（第1期）の年会費は、前項の年会費と同額とし、事務所移転一時金及当法人設立に伴う事務費を含む。
ただし、会計年度の途中に入会承認を得た会員の年会費は、別表の通りとする。
- 3 会員が、当法人の会計年度の途中に退会した場合においても、既に納入した年会費は返還しない。
- 4 年会費の納入の方法及び時期は、理事会決議による。

（日管連登録料）

第3条 定款第13条第2項に定める日管連登録料及び納入方法については、「日管連登録マンション管理士の登録規程」の定めるところによるものとする。

- 3 前項の規定に拘わらず、平成27年8月30日（日管連定款施行日の前日）における当法人会員の日管連登録料は免除される。

（本規程の改廃）

第4条 本規程の改定又は廃止は、理事会決議によって決定する。

（本規程の発効）

第5条 本規程は、平成27年3月1日から発効する。

以上

【別 表】

1. 第2条第1項関係

当法人設立2年目の会計年度の途中に入会承認される会員が納入する年会費

入会承認月	年会費	
1月～4月	18,000円	
5月～8月	13,500円	(75%)
9月～10月	9,000円	(50%)
11月～12月	4,500円	(25%)

2. 第2条第2項関係

当法人設立初年度に入会承認する会員が納入する年会費

入会承認月	設立初年度年会費	
3月～5月	18,000円	
6月～8月	13,500円	(75%)
9月～10月	9,000円	(50%)
11月～12月	4,500円	(25%)